

エンディングノート

～ My Ending Note ～



津 地 方 法 務 局
三 重 県 司 法 書 士 会

はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。

不動産の相続登記が放置されると、所有者が分からない空き家が増加したり、老朽化による家屋の倒壊やその地域に必要な公共事業の妨げになるなど多くの社会問題につながります。

そこで、津地方法務局と三重県司法書士会は、これらの問題の発生を未然に防止するため、相続登記を促進する取組の一つとして、この「エンディングノート」を作成しました。

エンディングノートの内容は、相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるようになっています。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和5年9月

津地方法務局
三重県司法書士会

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。

また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りしてほしいと思っています。



表紙写真【夕風の津ヨットハーバー】

伊勢湾のほぼ中央に位置する津ヨットハーバーは、ヨットやボートの保管のほか、ヨットクルージング体験もできる施設です。

夏の陽が落ちる頃には、藍色にかわる空と白い雲とヨットのコントラストは時間を忘れてしまいそうです。

～あなたと家族をつなぐ～
エンディングノート

目次

第1部 エンディングノートを作成してみよう

- 第1 わたし自身について…………… 1
- 第2 もしものときの連絡先…………… 2
- 第3 家系図…………… 3
- 第4 わたしの財産について…………… 4
- 第5 ご自身の相続をスムーズに進めるために…………… 9
- 第6 これからのわたし…………… 10

第2部 いざという時のために「知って安心」

- 第1 相続 ～相続登記はしないとイケないの？～ …… 13
- 第2 相続登記の申請の義務化…………… 18
- 第3 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～ …… 19
- 第4 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～ …… 21
- 第5 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！ …… 24
- 第6 世の中、高齢化で何が変わるの？ …… 28
- 第7 知れば安心 ～成年後見制度～ …… 29
- 第8 どこに相談したらいいの？ …… 31

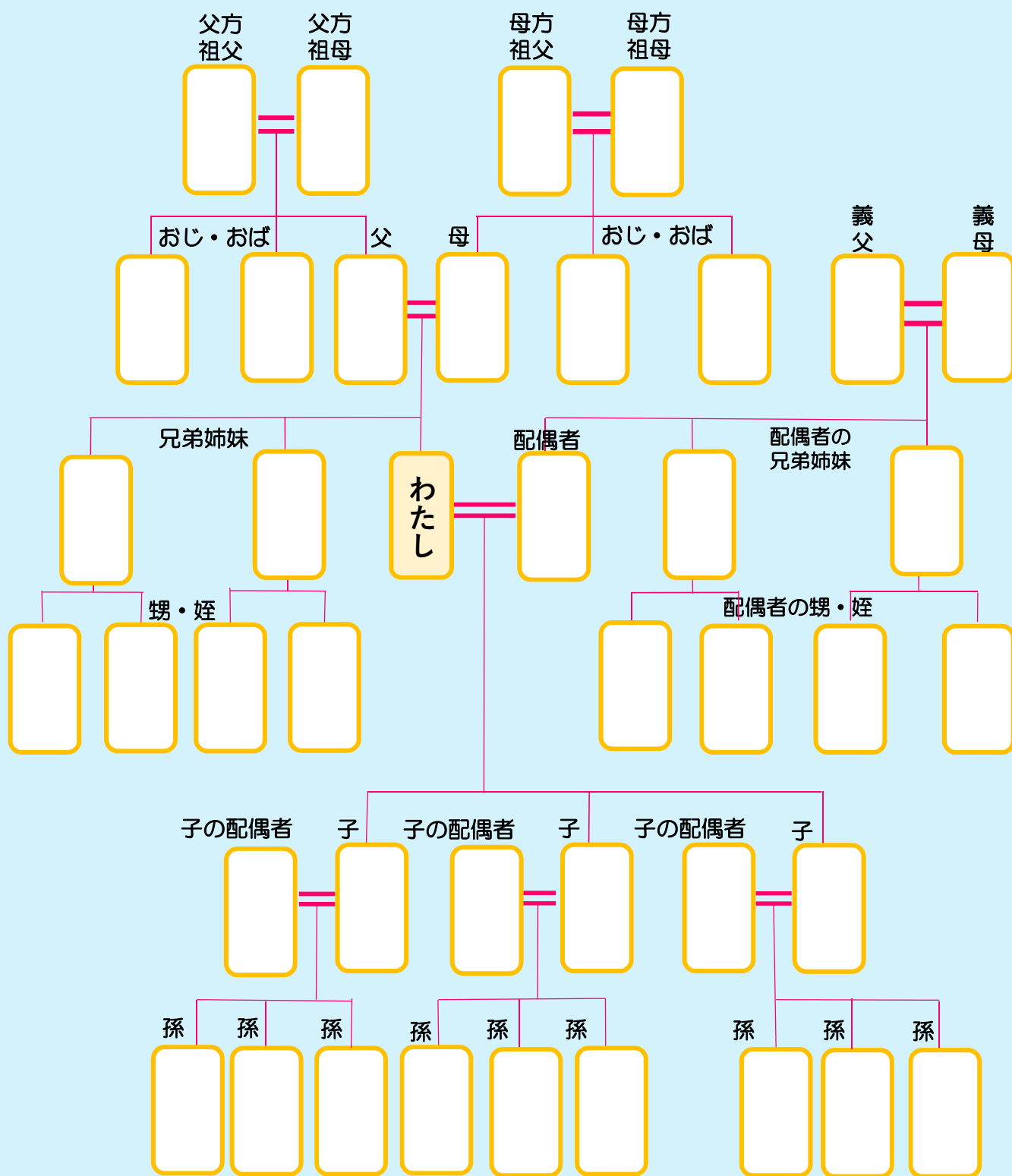
津 地 方 法 務 局
三 重 県 司 法 書 士 会

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1 【わたし自身について】

名 前	
生 年 月 日	年 月 日
血 液 型	型
住 所	
本 籍	
電 話 番 号	(自宅) — — (携帯) — —
メールアドレス	
宗 教	<input type="checkbox"/> 仏教(宗派:) <input type="checkbox"/> キリスト教 <input type="checkbox"/> 神道 <input type="checkbox"/> その他()
菩 提 寺 等	
そ の 他	

第3 家系図



第4 わたしの財産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

自分がどのような財産を所有しているか調べて、書き出してみましょう（5ページ以降▶▶）。

不動産（土地・建物）については、**法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）**や市町から通知される**固定資産税の納税通知書**を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、**契約書の有無、登記の有無**などについても確認しておきましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	<ul style="list-style-type: none"> • 登記事項証明書 • 地図、地積測量図 • 登記識別情報通知書 • 登記済証（権利証） 	お近くの法務局
地番・家屋番号・面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産税台帳、名寄帳	

所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう

	所在地	地番又は家屋番号	共有名義人及び持分	現在の状況	備考
1					
2					
3					

貸し借りしている不動産を記載しましょう

	所在地	地番又は家屋番号	契約期間	契約書の有無
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	契約書の保管場所
1	貸主			
	借主			
2	貸主			
	借主			
3	貸主			
	借主			

所有している不動産（土地・建物）について、ご家族・相続人などに伝えておきたいことがあれば記載してください。

①近所の人と申合せ事項がある(隣地境界・越境物等)

.....

.....

.....

②建て替えについて制約がある

.....

.....

.....

③道路の権利関係が複雑

.....

.....

.....

④地下に埋まっているものがある(他人の上下水道・ガス管等)

.....

.....

.....

MEMO

.....

.....

.....

その他の資産について記載しておきましょう

預貯金

金融機関名	支店	口座番号	貸金庫 有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

借入金 / ローン

借入先	金額	返済方法	備考

生命保険等

保険会社	種類・内容	受取人	備考

有価証券・株式

証券会社	支店	口座番号	備考

その他

自動車・貴金属等	内容	保管場所	備考

デジタルデータを整理しておきましょう

デジタルデータを整理し、重要な情報の保存先フォルダやアクセスの仕方、データの処分などについても考えておきましょう。

①携帯電話・パソコンのログイン情報等

対象物:	パスワード:	備考:
対象物:	パスワード:	備考:
対象物:	パスワード:	備考:

②写真・動画・連絡先などの保存データ

内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:

③メール、SNS等の情報(各アカウント、ID、パスワード)

内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:

④オンライン口座(銀行、株式、FX、仮想通貨等)
有料サービス(音楽・動画配信、電子書籍等)の契約状況


内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:
内容:	ID:	パスワード:

※ 他人に見られると不正アクセスの可能性がありますので、
管理には十分に注意してください。



第5 ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめていますので、確認しておきましょう。

現状または予定	必要なこと
<ul style="list-style-type: none">● 相続登記がされていない● 建物が登記されていない● 相続財産が未分割であることが分かった	相続登記 
<ul style="list-style-type: none">● 家族などに譲りたい（相続・贈与）	遺言書 を作成
<ul style="list-style-type: none">● 自分の死亡後の色々な事務手続を誰かにお願いしたい	信託契約 や 死後事務委任契約 の締結

遺言書の作成について

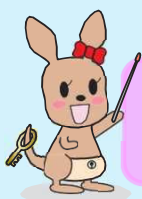
遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

1 遺言書を作成していますか？

作成している 作成していない

2 遺言書を作成している場合、どこに保管していますか？

自宅 公証役場 法務局 その他()



預けて安心！「自筆証書遺言書保管制度」
詳細は、24ページへ



第6 これからのわたし



1 介護が必要となった場合

- わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は

.....さん 連絡先

の意見を尊重してください。

- 介護の場所などの希望

- 自宅をお願いしたい(家族に ヘルパーさんに 両方に)
- 病院や施設に入りたい すべて家族に判断を任せたい
- その他()

- 介護について「してほしいこと」「してほしくないこと」、
介護してくれる人に伝えたいこと

.....
.....
.....
.....

2 病気になったとき、入院したとき

- 病名・余命の告知について

- ありのまま告知してほしい
- 告知しないでほしい
- その他()

- 延命治療・終末医療(痛みや苦痛の緩和)と尊厳死について

- できるだけ延命治療をしてほしい
- 苦痛の緩和治療だけしてほしい、延命治療はしないでほしい
- 尊厳死を希望する(書面がある場合、保管場所:)
- 家族()の判断に任せます

5 大切な家族や友人、お世話になった人へ伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう

.....

.....

.....

.....

.....

6 自分のエピソードや懐かしい思い出、忘れられない記憶など、心に残っていることを書いてみましょう



子どもの頃

.....

.....

.....

学生の頃

.....

.....

.....

社会人の頃

.....

.....

.....

最近のこと

.....

.....

.....

新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科されることとなります！

一定の期間内に登記をしなければ10万円以下の過料が科されることとなります。→ 詳しくは、18ページへ

相続登記をしないと起きること



亡くなった方の名義のままでは、**相続した不動産を売却できない**



空き家問題に！

相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸籍謄本は不要	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合	法務局



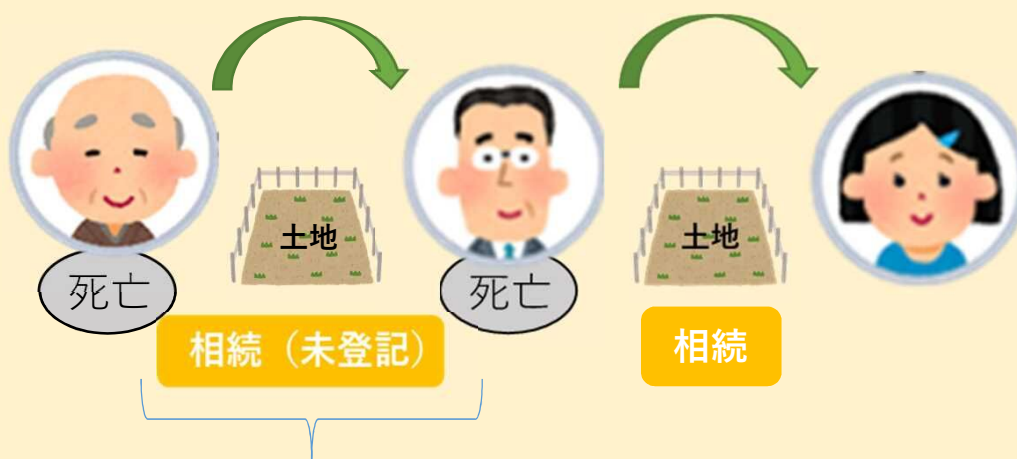
必要書類の詳細は法務局HPのQRコードから



相続登記の登録免許税の免税措置について

① 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置（租税特別措置法第84条の2の3第1項）

個人が相続により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされました。

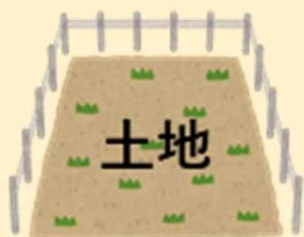


該当する場合は登録免許税を免税

☆ 免税措置の適用期間は平成30年4月1日から令和7年3月31日までです。

② 不動産（土地）の価額が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置（租税特別措置法第84条の2の3第2項）

土地について（1）相続による所有権の移転の登記又は（2）表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記を受ける場合において、不動産の価額（※1）が100万円以下の土地であるときは、登録免許税を課さないこととされました。



不動産（土地）の価額が100万円以下である場合は登録免許税を免税

※1 不動産の所有権の持分の取得に係るものである場合は、当該不動産全体の価額に持分の割合を乗じて計算した額が不動産の価額となります。

☆ 免税措置の適用期間は（1）平成30年11月15日から令和7年3月31日（2）令和3年4月1日から令和7年3月31日までです。

相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日施行）

☆どんな制度なの？



所有者不明土地の発生予防の観点から、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。

①だれでも申請できるの？

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請可能です。土地が共有である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請していただくことになります。

②どんな土地でも引き取ってくれるの？

通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外となります。国庫帰属が認められない土地の主な例は、建物、工作物、車両等がある土地、境界が明らかでない土地、担保権などの権利が設定されている土地などです。

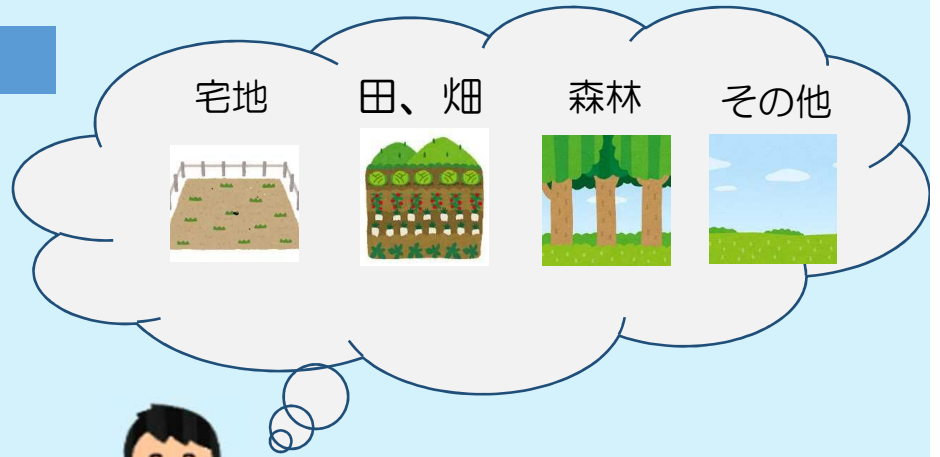
③手続にはお金がかかるの？

申請時に審査手数料を納付するほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金（10年分の土地管理費相当額）を納付することとなります。



手続のイメージ

1 承認申請



【申請者】

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地
を取得した者

※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

申請時に審査手数料を納付

2 法務大臣（法務局） による 要件審査・承認



- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供して、土地の寄附受けや地域での有効活用を確保

3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

4

国庫帰属

第2 相続登記の申請の義務化

相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）

相続登記の申請の義務化とは？

時間がたつほど、相続人が増えて難しく・・・！

相続登記が義務化される制度が、令和6年4月1日からスタートします。

相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

① 基本的なルール

相続（遺贈も含みます。）によって、不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をすることになります。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！

※相続した不動産の登記申請が義務化されることに伴い、負担の軽い「**相続人申告登記**」という新しい登記手続が導入されます。



② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合は、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記申請をすることになります。

①及び②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。例えば、相続人が極めて多く、必要な書類を集めるのに多くの時間を要する場合などは、罰則の対象になりません。

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されます。

第3 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～

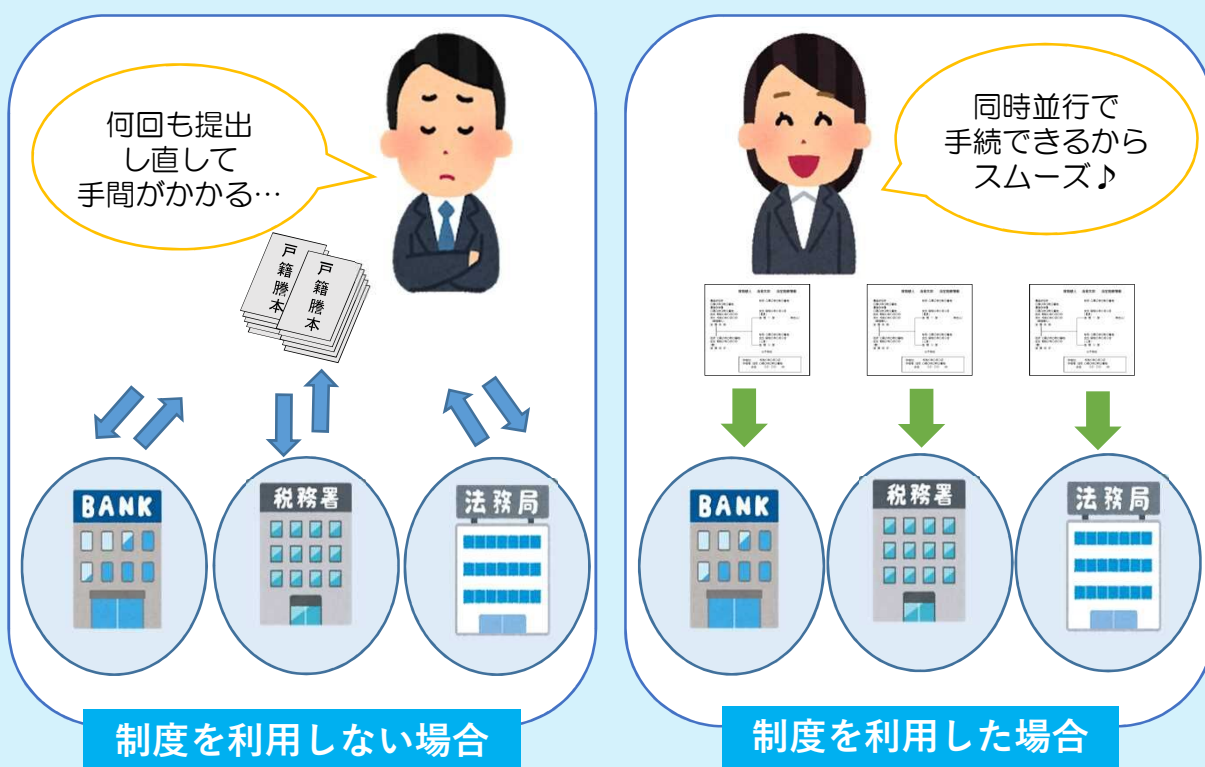
法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸除籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に！

作成は**無料**です！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。



制度の利用範囲について

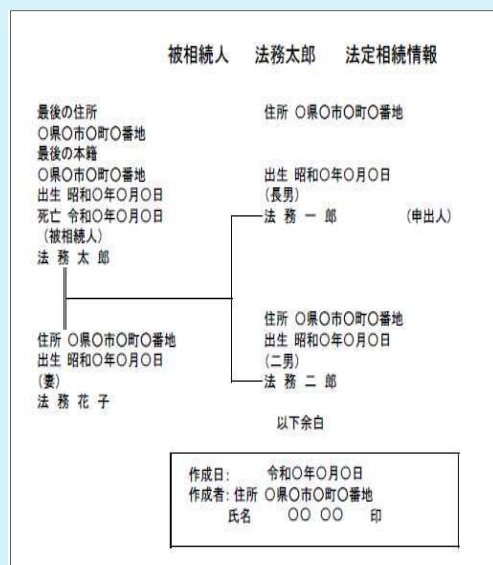
- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して申出します。
 登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。
 法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

MEMO







.....

.....

.....

第4 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$



～ポイント～



- **配偶者は常に相続人**となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が**既に死亡している場合**には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。

遺留分？ ～遺言書に対する法定相続人の留保分～

【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、**相続人が一定の割合の財産を取得することができる留保分であり、相続人はこれを取り戻す請求をすることができる権利のことです。**

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかった相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらった友人〇〇に請求することができるものです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、**遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。**

法定相続人		遺留分
配偶者と 	子 	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
	父母 	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
	兄弟姉妹 	配偶者： $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ 	$\frac{1}{2}$	
子のみ 	$\frac{1}{2}$	
父母のみ 	$\frac{1}{3}$	
兄弟姉妹のみ 	なし	


【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言書 ～確実に伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有効な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、検認は不要です </div>	不要 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費用がかからない ・作成に手間がかからない ・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない ・公証人が出張して作成することが可能 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局に預けた場合、長期間適正に保管し、紛失等のおそれなくなります。 ※1通につき3,900円の手数料が必要となります。 </div>

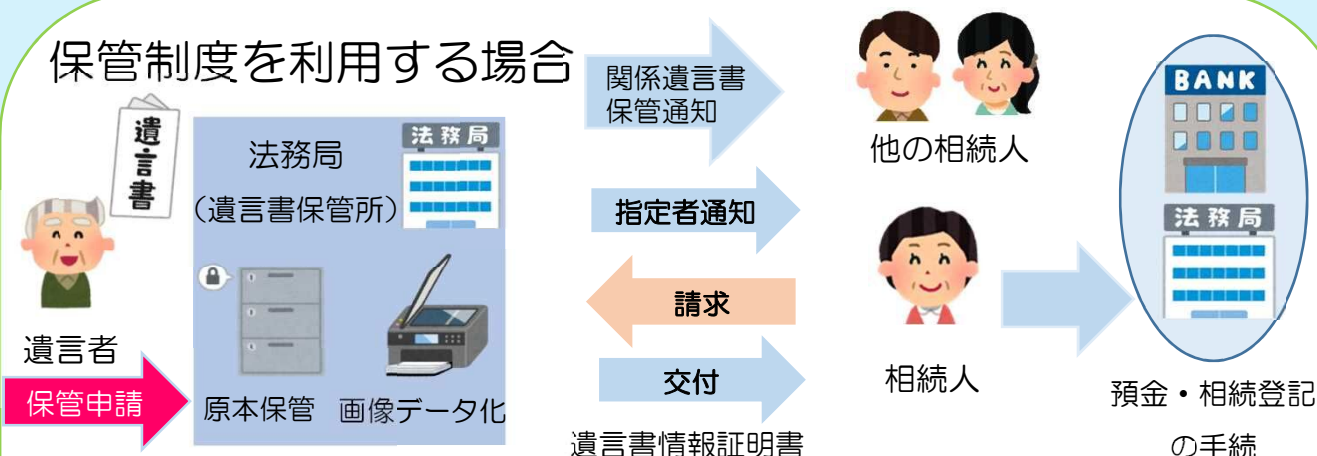
第5 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは

遺言者が自筆で作る遺言を法務局で保管し、遺言者が亡くなった後、相続人に通知する制度です。

自宅で保管していた場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書の紛失・亡失するおそれなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。
- ②相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

【手数料一覧】

申請・請求の種別		申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請		遺言者	1通につき3,900円
遺言書の閲覧の請求	モニター	遺言者・関係相続人等	1回につき1,400円
	原本		1回につき1,700円
遺言書情報証明書の交付請求		関係相続人等	1通につき1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求		関係相続人等	1通につき 800円

制度の詳細は法務局HPの下記QRコードからご覧いただけます。



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- ①本文の内容
 - ②遺言書の作成日付
 - ③遺言者氏名
 - ④遺言者が印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！

遺言書を自分で書いてみよう！！

〈全ての財産を妻にのこす遺言書の例〉

遺言書

全ての遺産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

三重県〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎



【注意】

- ①西暦又は和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと（×あだ名やペンネーム）
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可



遺言書を書いてみたら、法務局に預けよう！！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士等の専門家へお問い合わせください。

司法書士を紹介
してもらいたい



お近くの司法書士を
自分で探したい



余白5ミリメートル以上

《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります》

- ①用紙は、**A4サイズ**で、文字の判別を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使用してください。
- ②このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。
- ④各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1 / 1としてください。)
- ⑤片面のみを使用し、**裏面は何も記載しない**でください。
- ⑥数枚にわたるときでも、**とじ合わせない**でください。

法務局への預け方の詳細は、次ページをご覧ください。

余白10ミリメートル以上

遺言者が遺言書を預ける ～保管申請の流れ～

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

→25、26ページ



2 保管の申請をする遺言書保管場所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

法務局

- 遺言者の住所地
- 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する法務局・地方方法務局内にある遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要な事項をご記入ください。
申請書の様式は、法務省HPからダウンロードできます。
また法務局窓口にも備え付けられています。



4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

5 保管の申請をする

㊦ 遺言書

㊧ 申請書

㊨ 添付書類

(本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写し等)

㊩ 本人確認書類 (官公署から発行された顔写真付きの公的証明書)

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

㊪ 手数料 1通につき3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請を撤回しない限り返却されません。

㊦～㊪を持参して予約した日時に遺言者本人が、遺言書を保管する法務局にお越しください。



6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

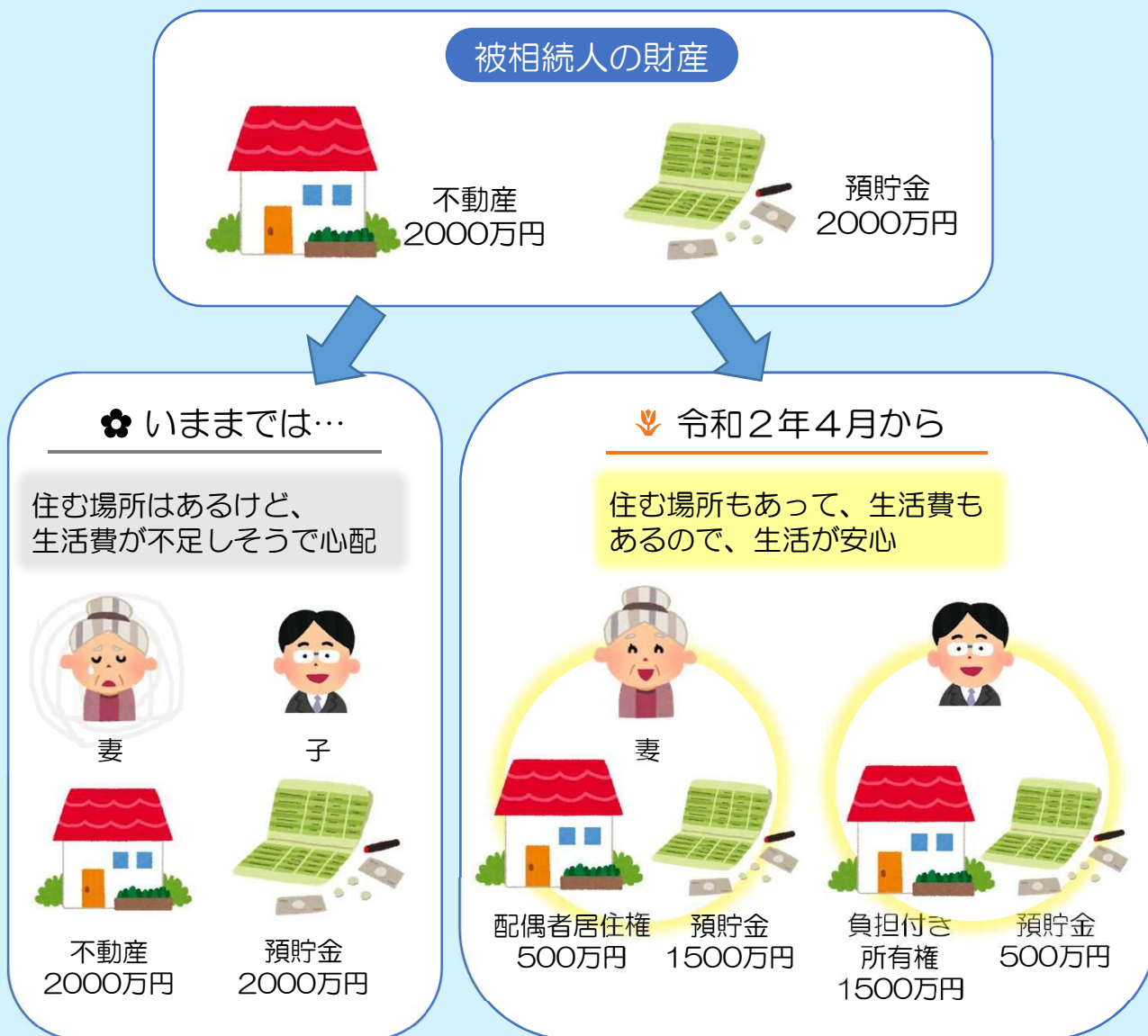
遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、遺言書情報証明書の交付請求等をするときに保管番号があると便利です。大切に保管してください。



第6 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権**が創設されました。これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、登記が必要です！



第7 知れば安心 ～成年後見制度～

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。

1 任意後見制度
将来に備え、自分で後見人と契約を結ぶ。



2 法定後見制度
家庭裁判所が後見人などを選ぶ。

1 任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

①「任意後見人」を選び、契約を締結

今後の生活を考え、後見人になってほしい支援者を自分の意思で選んで依頼します。

ご本人と後見人候補者が公証役場に行って、契約書の原案を基に公正証書を作成してもらいます。

任意後見契約



②任意後見監督人の選任

サポートが必要となった段階で、ご本人又は任意後見人となる方などが家庭裁判所に対して、任意後見監督人の選任の申立てを行います。

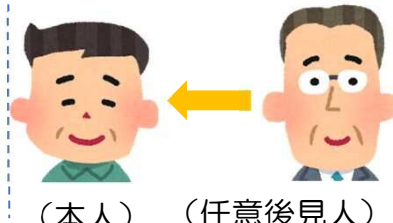
監督



③支援開始

家庭裁判所による任意後見監督人選任後、任意後見契約の効力が生じ、このときから、本人に代わって委任された事務を行います。

支援開始



2 法定後見制度とは・・・

既に判断能力が不十分な場合に、親族等へ申立てにより**家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ**

制度です。後見人等をご本人の代わりに法律行為等の支援を行います。
～ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度があります～

補助

判断能力が不十分な方

支援を受けなければ、契約等の意味や内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。



保佐

判断能力が著しく不十分な方

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



後見

ほとんど判断できない方

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

①家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類（申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など）を提出。

申立には別途費用が必要となります。

なお、不明な場合は、裁判書類作成の専門家である司法書士等へご相談ください。



②家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきなのかを調査し、必要な場合は、補助・保佐・後見などの支援内容を決定して支援者を選びます。

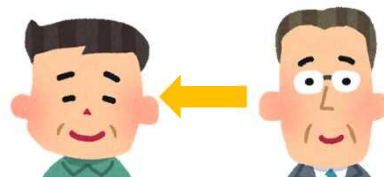


③支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき後見人等が支援をスタート。

家庭裁判所は後見人等を監督します。

支援開始



(本人)

(法定後見人)

第8 どこに相談したらいいの？

三重県司法書士会総合相談センター（無料）



電話相談

☎ 059-273-6300

毎月第1、第2、第3水曜日
13時30分～16時30分

予約不要



面談相談

三重県司法書士会館
津市丸之内養正町17番17号
予約専用 059-221-5553
平日9時～17時

予約制

各地区における無料相談会案内

★詳しくは下記のURLをご確認ください。



みーぼちゃん

三重県司法書士会
三重県津市丸之内養正町17番17号
電話 059-224-5171



ホームページ



こんな時は司法書士に相談を

- 相続登記に必要な書類や費用を知りたい
- 相続登記の義務化について知りたい
- 将来に備えて遺言書の書き方を聞きたい
- 元気なうちに不動産を子どもに譲りたい
- 権利証を紛失してしまった
- 相続人の中に行方不明の者がいる
- 認知症の相続人がいて遺産分割の話ができない
- 障がいのある子どもの将来が心配
- 頼れる親族がないので将来が心配

❀MEMO❀

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

三重県土地家屋調査士会無料相談

相続に際して土地の境界や建物の変更・滅失登記に関する相談

「無料登記相談会」

開催日：毎月 第2、第4火曜日
開催場所：三重県土地家屋調査士会館
(三重県津市河辺町3547番地2)

事前予約制



三重県土地家屋調査士会

三重県津市河辺町3547番地2

電話 059-227-3616

三重県土地家屋調査士会
広報キャラクター「測っ虎」
はかっとら



ホームページ

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【津地方法務局 管内法務局一覧】

	相続登記・法定 相続情報証明	自筆証書遺言 書保管制度	成年後見関係 証明書の発行 のみ
本局	○ (不動産登記部門)	○ (供託課)	○ (戸籍課)
四日市支局	○	○	—
伊勢支局	○	○	—
松阪支局	○	○	—
桑名支局	○	○	—
伊賀支局	○	○	—
熊野支局	○	○	—
鈴鹿出張所	○	—	—
尾鷲出張所	○	—	—



津地方法務局のホームページはコチラから

